

第2期 西之表市子ども・子育て支援事業計画

～ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち～

令和2年度～令和6年度

(素案)



令和2年1月

鹿児島県西之表市

はじめに

市長近影

令和2年3月

西之表市長 八板 俊輔

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4

第2章 西之表市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口等の推移	6
2 教育・保育施設の状況	12
3 子ども・子育て支援の状況	14
4 子育てに関するアンケート調査結果の概要（抜粋）	17
5 第1期計画の実施状況と課題	25

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念	28
基本目標	28
施策の体系	29

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～	32
（1）就学前における教育・保育の充実	32
（2）教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上	33
（3）教育・保育施設と家庭等の連携の推進	33
（4）思春期保健対策の推進	34
（5）食育の推進	34
基本目標2 子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～	35
（1）安心・安全な妊娠・出産への支援の充実	35
（2）小児保健医療の充実	35
（3）親子で健やかに成長するための子育て支援	36
基本目標3 地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～	37
（1）児童虐待防止対策の充実	37
（2）ひとり親家庭の自立支援の推進	38
（3）障がい児施策の充実	38
（4）仕事と子育ての両立のための基盤整備	39

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1	教育・保育提供区域の設定	42
2	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策等.....	43
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等.....	48
4	教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	60
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項....	60

第6章 計画の推進体制

1	計画の推進体制に向けて	62
2	計画の達成状況の点検及び評価	62

参考資料

西之表市子ども・子育て会議委員	64
西之表市子ども・子育て会議条例	65
子ども・子育て支援法（抜粋）	67
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	70
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	88

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育ての負担や孤立感を抱える子育て家庭が増えており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、雇用環境の変化や女性就業率の上昇などから、仕事と子育ての両立を希望する方を支援する環境の整備が求められていますが、待機児童問題や、保育人材の確保など、様々な課題を抱えています。

国においては、平成24年に、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」を制定し、市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことが義務づけられました。また、この3法に基づいて平成27年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。さらに令和元年5月には、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立しました（令和元年10月から施行）。

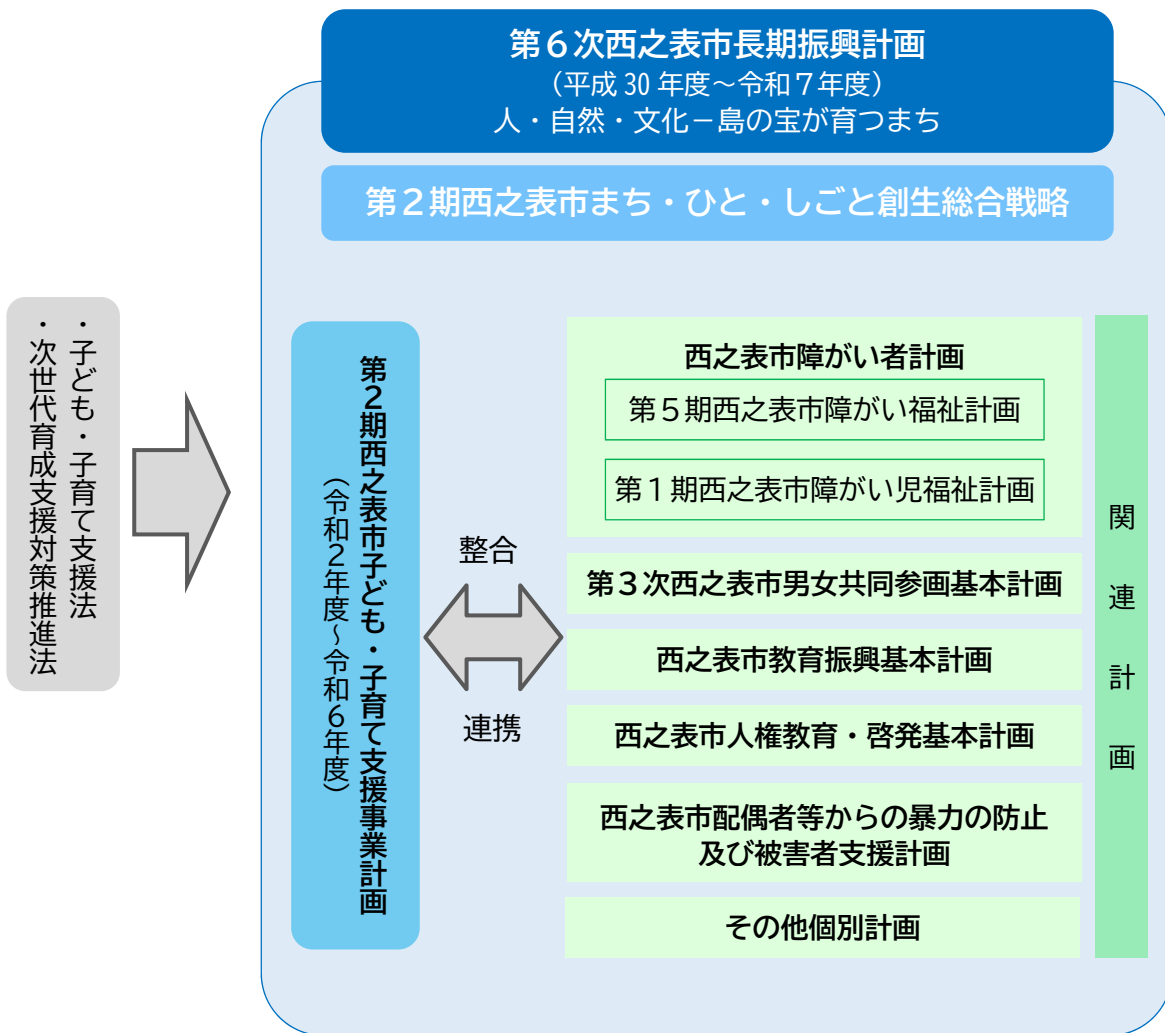
このような状況の中、本市においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「西之表市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定し、子ども・子育てに関する総合的な取組を進めてきました。

この度、「西之表市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」が令和元年度で最終年度を迎えることから、「働き方改革」や「幼児教育等の無償化」などの新たな社会の環境の変化に対応し、幅広い観点から一層の子ども・子育て支援の充実と推進を図るため、令和2年度から6年度を計画年度とする「第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、全ての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

なお、長期振興計画を上位計画とし、男女共同参画基本計画、障がい児福祉計画など関連計画と整合性を図りながら推進します。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するように、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	改定			見直し		改定		
第1期	第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画					第3期		

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、市民の意向など市民ニーズを反映した計画とするため、平成30年11月に子育てに関するアンケート調査を行いました。また、令和元年8月には、実際の現場で子育てに関わる関係団体や放課後児童クラブを対象にアンケートを実施しました。

(2) 西之表市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、市民や学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表者で構成する「西之表市子ども・子育て会議」において幅広い意見の集約に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を行いました。（令和2年1月実施予定）

第2章

西之表市の子ども・子育てを
取り巻く状況

1 人口等の推移

(1) 人口構成の現状と動向

①総人口の推移

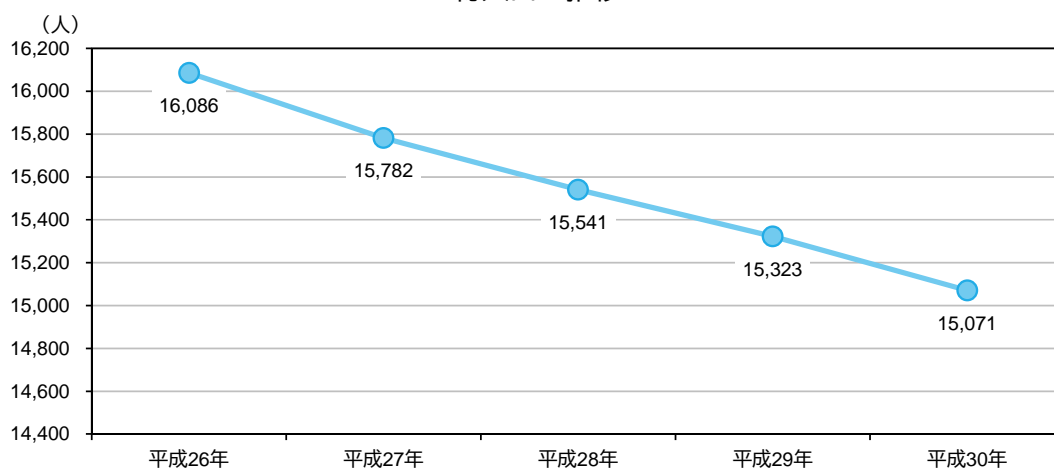
本市の総人口は減少傾向にあり、平成30年は平成26年と比較すると6.3%減少し、15,071人となっています。

単位：人

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人口	16,086	15,845	15,541	15,324	15,071

資料：西之表市住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

総人口の推移



②世帯数の推移

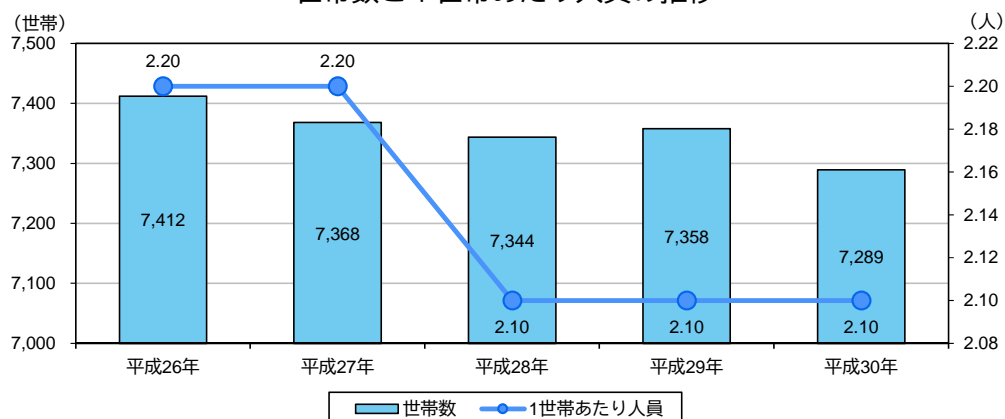
本市の世帯数はゆるやかに減少しており、平成30年は、7,289世帯となっており、1世帯あたりの人員は横ばい状況にあります。

単位：世帯・人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
世帯数	7,412	7,368	7,344	7,358	7,289
1世帯あたり人員	2.20	2.20	2.10	2.10	2.10

資料：統計にしのおもて平成30年度版

世帯数と1世帯あたり人員の推移



③年齢3区分別人口の推移と年少人口の割合

平成30年住民基本台帳による本市の総人口は、15,071人となっています。このうち、15歳未満の年少人口は1,849人で、総人口の12.3%となっています。また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は7,602人で50.4%、65歳以上の老年人口は5,620人で37.3%となっています。

総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成26年から平成30年までの4年間で1ポイント減少しています。一方で、65歳以上の老年人口の割合は2.9ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

単位：人

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
年少人口（0～14歳）	2,134	2,050	1,967	1,917	1,849
生産年齢人口（15～64歳）	8,422	8,138	7,965	7,824	7,602
老年人口（65歳以上）	5,530	5,594	5,609	5,582	5,620
年少人口割合	13.3%	13.0%	12.7%	12.5%	12.3%
生産年齢人口割合	52.4%	51.6%	51.3%	51.1%	50.4%
老年人口割合	34.4%	35.4%	36.1%	36.4%	37.3%
総人口	16,086	15,782	15,541	15,323	15,071

資料：西之表市住民基本台帳人口（各年3月31日）

④未就学児人口の推移

本市の0歳から5歳までの未就学児人口の推移をみると、平成26年以降減少傾向にあり、平成30年では674人となっています。他の年齢に比べ、特に0歳の減少率が高くなっており、平成30年においては、平成26年の118人から29%減少し、84人となっています。

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0歳児	118	107	100	115	84
1歳児	128	119	102	109	123
2歳児	125	131	125	103	106
3歳児	137	133	129	129	109
4歳児	133	132	135	127	127
5歳児	142	133	125	134	125
計	783	755	716	717	674

資料：西之表市住民基本台帳人口（各年3月31日）

⑤婚姻数・離婚数の推移

婚姻数は平成27年の54件をピークに減少しており、平成29年に増加に転じましたが、その後再び減少し平成30年には35件となっています。

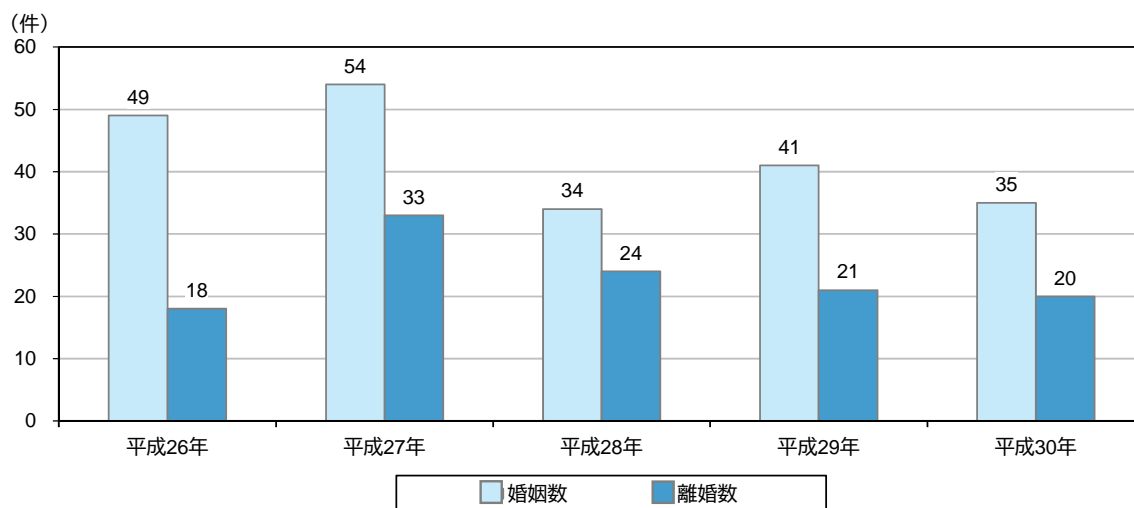
離婚数は平成27年に33件と増加しましたが、それ以外の年ではほぼ同じ水準で推移しています。

単位：件

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
婚姻数	49	54	34	41	35
離婚数	18	33	24	21	20

資料：統計にしのおもて平成30年度版

婚姻数・離婚数の推移



⑥出生数と合計特殊出生率※の推移

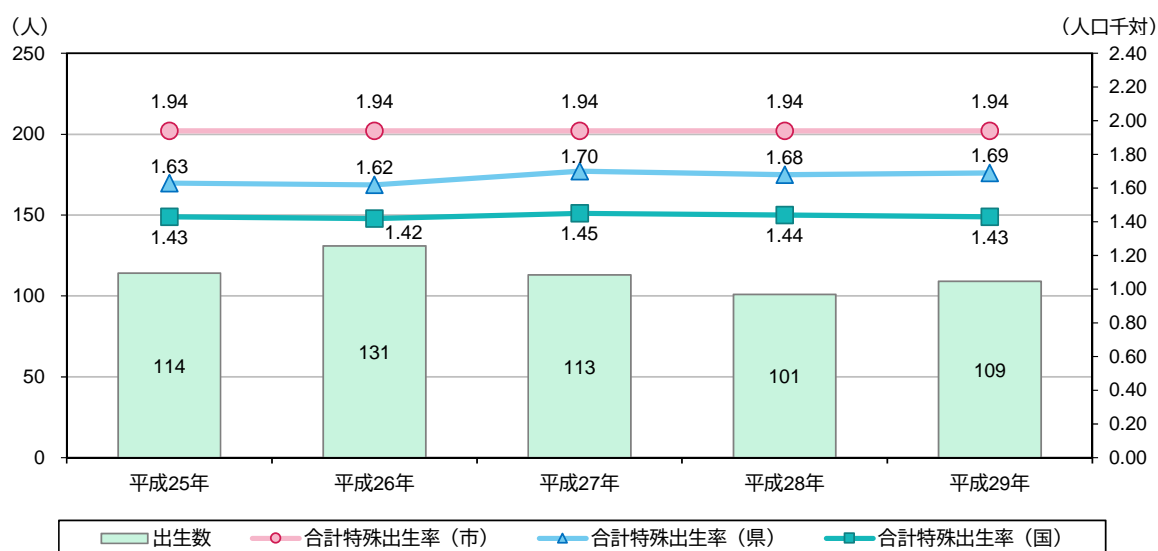
本市の出生数は平成26年にピークを迎え、以後は下降傾向にあります。平成29年における合計特殊出生率は、国を0.51ポイント、県を0.25ポイント上回っています。将来にわたって人口水準を維持できる2.07ポイントには至っていないため、転入や高齢化を除く自然動態では人口減少が進むとみられます。

単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	114	131	113	101	109
合計特殊出生率（市）	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94
合計特殊出生率（県）	1.63	1.62	1.70	1.68	1.69
合計特殊出生率（国）	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：西之表市、県人口動態統計（各年）

出生数及び合計特殊出生率の推移



※ 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(2) 子育てを取り巻く家庭の状況

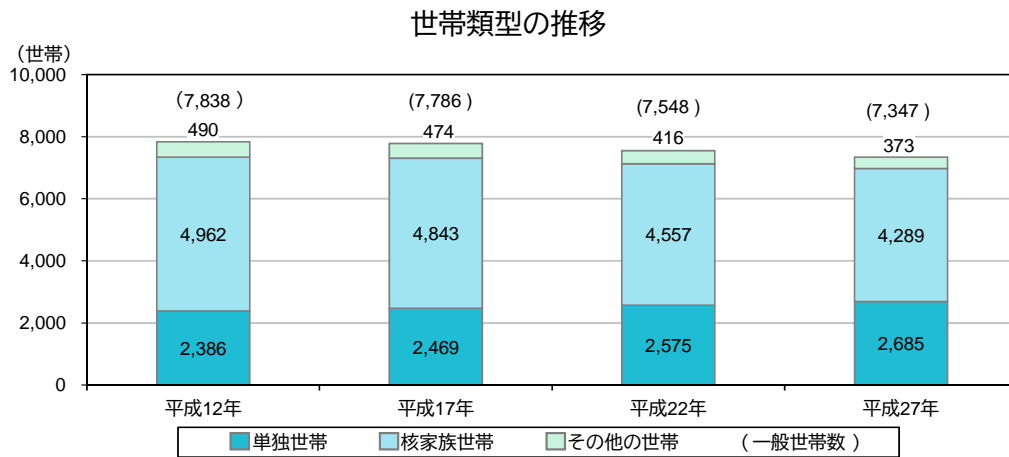
①世帯類型の推移

一般世帯総数に占める単独世帯数は年々増加傾向にあり、核家族世帯、その他の世帯数については減少傾向となっています。

単位：世帯

世帯類型	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	7,838	7,786	7,548	7,347
単独世帯	2,386	2,469	2,575	2,685
核家族世帯	4,962	4,843	4,557	4,289
その他の世帯	490	474	416	373

資料：国勢調査（各年）



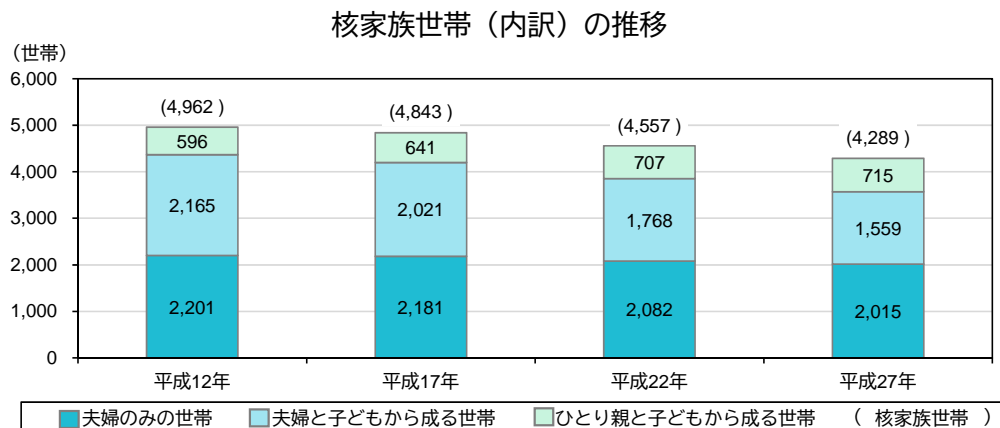
②核家族世帯（内訳）の推移

核家族世帯に占めるひとり親と子どもから成る世帯の割合は年々増加傾向にあり、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯については減少傾向となっています。

単位：世帯

世帯構成	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族世帯	4,962	4,843	4,557	4,289
夫婦のみの世帯	2,201	2,181	2,082	2,015
夫婦と子どもから成る世帯	2,165	2,021	1,768	1,559
ひとり親と子どもから成る世帯	596	641	707	715

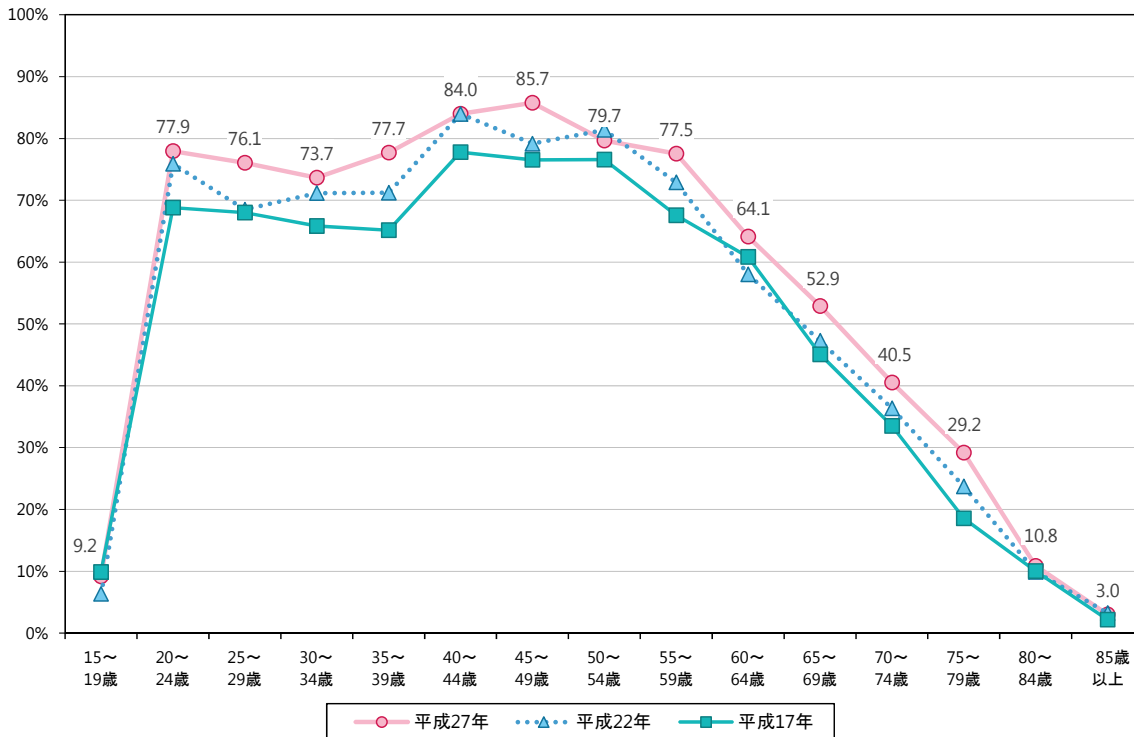
資料：国勢調査（各年）



③就業の状況

本市の女性の年齢別就業率は、子育て世代と考えられる30歳代が最も低くなり、再び増加するM字カーブを描いています。概ね全ての年代で就業率は上昇傾向にあり、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

女性の年齢別就業率の推移（西之表市）



資料：国勢調査（各年）

2 教育・保育施設の状況

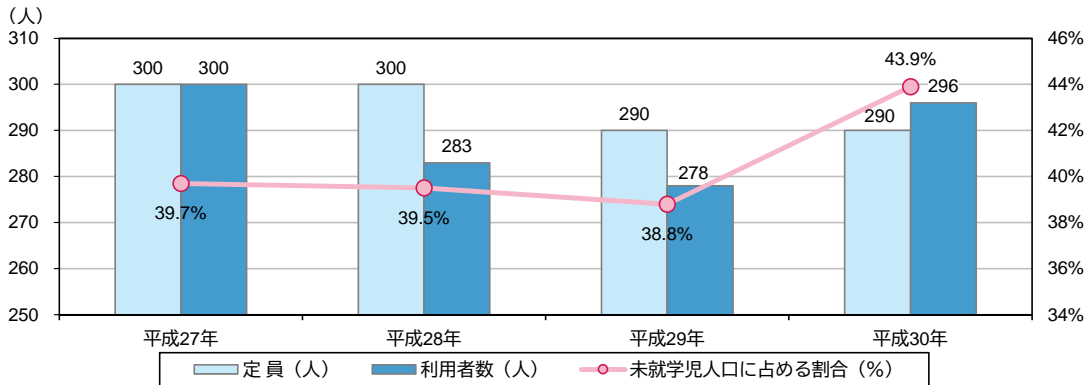
(1) 保育所の状況

保育所の利用者数は平成27年から年々減少傾向にありましたが、平成30年には増加に転じ、296人となっています。未就学児人口に占める利用者数の割合は43.9%となっており、今後も保育園の利用ニーズが高まることが予測されます。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
施設数(箇所数)	6	6	6	6
定員(人)	300	300	290	290
利用者数(人)	300	283	278	296
未就学児人口に占める割合(%)	39.7%	39.5%	38.8%	43.9%

資料：西之表市福祉事務所（各年4月1日現在）

【保育所の定員・利用者数の推移】



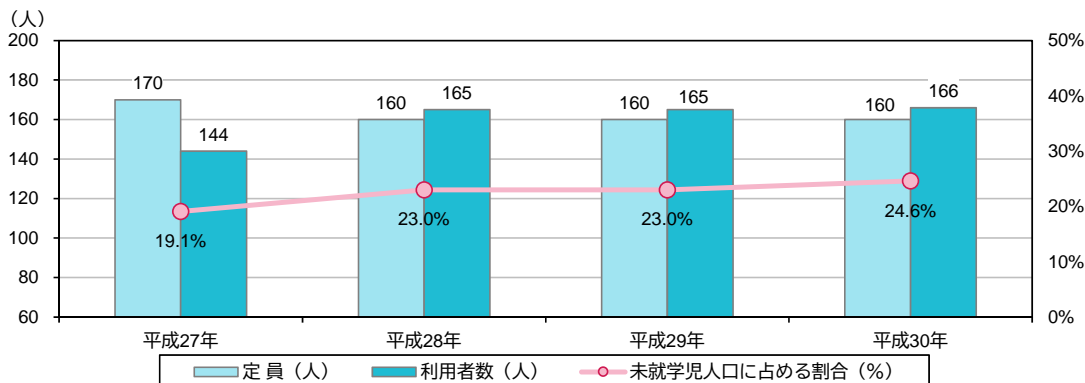
(2) 認定こども園の状況

認定こども園の利用者数は年々増加傾向にあり、平成30年では利用定員160人に対して、定員の弾力化により166人が利用しています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
施設数(箇所数)	2	2	2	2
定員(人)	170	160	160	160
利用者数(人)	144	165	165	166
未就学児人口に占める割合(%)	19.1%	23.0%	23.0%	24.6%

資料：西之表市福祉事務所（各年4月1日現在）

【認定こども園の定員・利用者数の推移】



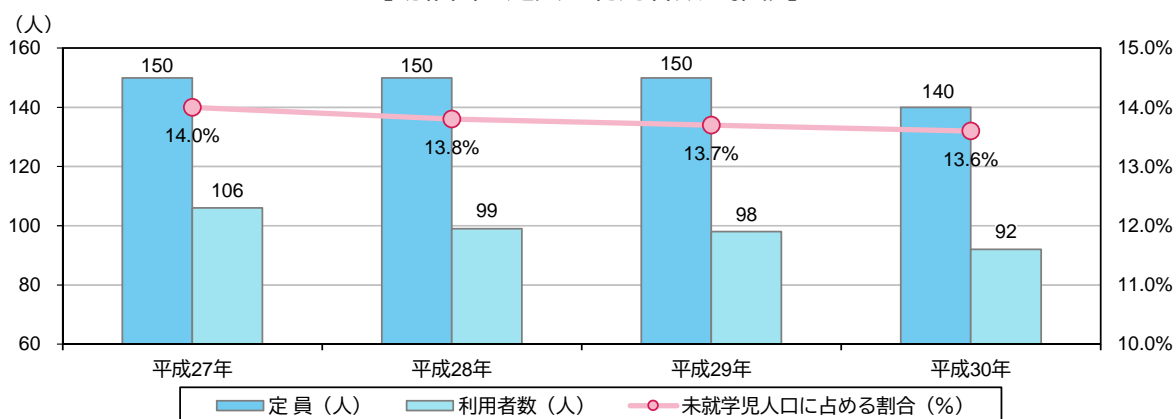
(3) 幼稚園の状況

市内幼稚園の利用者数は、減少傾向にあります。平成30年は92人で、平成27年に比べて13.2%減少しています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
施設数(箇所数)	2	2	2	2
定員(人)	150	150	150	140
利用者数(人)	106	99	98	92
未就学児人口に占める割合(%)	14.0%	13.8%	13.7%	13.6%

資料：西之表市福祉事務所（各年4月1日現在）

【幼稚園の定員・利用者数の推移】



3 子ども・子育て支援の状況

(1) 延長保育事業

本市における「延長保育事業」の実績はありません。

(2) 一時預かり事業

冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュなど、保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、保育所などにおいて、一時的に子どもを預かる「一般型」と、幼稚園などにおいて、教育時間終了後、在園児を対象に預かる「幼稚園型」があります。

平成30年度からは、5つの事業所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数(箇所数)	3	3	3	5
延べ利用者数(人)	5,228	5,585	6,363	10,635

資料：西之表市福祉事務所

(3) 休日保育事業

本市における「休日保育事業」の実績はありません。

(4) 病児・病後児保育事業

本市における「病児・病後児保育事業」の実績はありません。

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない家庭の小学校児童を対象に遊びを主とする指導を行い児童の健全育成を図ります。平成30年度の実施箇所数は7箇所です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数(箇所)	2	6	7	7
登録者数(人)	56	137	163	162

資料：西之表市福祉事務所

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者同士がお互いに交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、親子遊びの催しなどの子育て支援を目的とした事業で、平成27年度からは、西之表市子育て支援センターで実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数(箇所)	1	1	1	1
延べ利用者数(人)	4,732	5,552	4,195	5,395

資料：西之表市福祉事務所

(7) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての応援をしてほしい方（おねがい会員）と子育てのお手伝いをしたい方（まかせて会員）を会員として組織を作り、地域において会員同士が相互に援助活動を行うことで安心して子育てができる環境の整備を目指しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数（箇所）	1	1	1	1
おねがい会員（人）	30	37	33	54
まかせて会員（人）	31	30	40	29
両方会員（人）	3	2	3	4
活動実績（件）	42	121	30	130

資料：西之表市福祉事務所

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

本市における「子育て短期支援事業」の実績はありません。

(9) 児童手当

中学3年生（15歳に達する日以後の最初の3月）までの子どもの養育者に、次代の社会を担う児童の健やかな成長のために支給するもので、支給実績は下表のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給延べ児童数（人）	22,765	22,429	21,339	20,697
支給額（千円）	258,280	254,315	240,920	230,715

資料：西之表市福祉事務所

(10) 児童扶養手当

ひとり親家庭などの生活の安定、自立の促進を目指し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給するもので、支給実績は下表のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給延べ人数（人）	590	585	583	558
支給額（千円）	91,734	88,770	87,851	87,861

資料：西之表市福祉事務所

(11) 子ども医療費助成事業

子どもの病気の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図るために医療費を助成するもので、平成29年10月から、対象年齢を18歳まで拡大しました。

助成実績は下表のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給延べ件数（件）	13,265	15,014	17,191	16,423
支給額（千円）	25,232	28,756	33,164	31,363

資料：西之表市福祉事務所

(12) ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭などの健康を保持し、その生活の安定と福祉の向上を図るために医療費を助成するもので、助成実績は下表のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給延べ児童数（人）	3,027	2,954	2,907	3,164
支給額（千円）	7,917	7,977	7,083	7,362

資料：西之表市福祉事務所

(13) 家庭児童相談室の状況

相談員が、子どもの養育など家庭内の様々な問題などの相談を受け、支援を行うことを目的に設置しており、相談内容は下表のとおりです。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性格生活習慣等	25	20	24	123	40
知能言語	3	0	0	1	138
学校生活等	41	63	76	161	475
人間関係	9	34	66	5	121
不登校	11	19	4	128	256
その他	21	10	6	28	98
非行	4	1	0	0	2
家族関係	160	46	59	235	347
虐待	46	12	29	184	20
その他	114	34	30	51	327
環境福祉	42	17	51	10	125
障がい	0	0	0	36	159
その他	31	4	4	10	33
合計（延べ件数）	306	151	214	576	1,319

資料：西之表市福祉事務所

4 子育てに関するアンケート調査結果の概要（抜粋）

1 調査の目的

本市では、本計画の策定の基礎資料として、子育て中の保護者の教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向等を把握するために以下のニーズ調査を実施しました。

2 調査方法

西之表市在住の中学生、小学生、就学前児童の保護者の方の全世帯（1,077 世帯）

※各世帯の長子を対象に配布・回収

3 調査期間

平成 30 年 11 月 30 日（金）～12 月 14 日（金）

4 調査方法及び回収結果

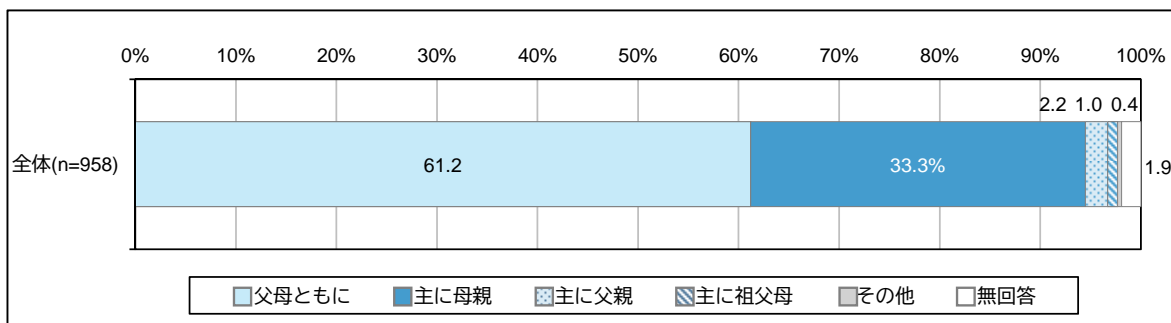
	調査方法	配布数	有効回答数	回収率
中学生・小学生が属する世帯	学校配布、学校回収	761 世帯	684 世帯	89.9%
施設に通っている就学前児童が属する世帯	施設配布、施設回収	226 世帯	221 世帯	97.8%
施設に通っていない就学前児童が属する世帯	郵送による配布・回収	90 世帯	53 世帯	58.9%
合計		1,077 世帯	958 世帯	89.0%

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

子育てを主に行っている人については、「父母ともに」が 61.2%と最も高く、次いで「主に母親」33.3%「主に父親」2.2%などの順となっています。

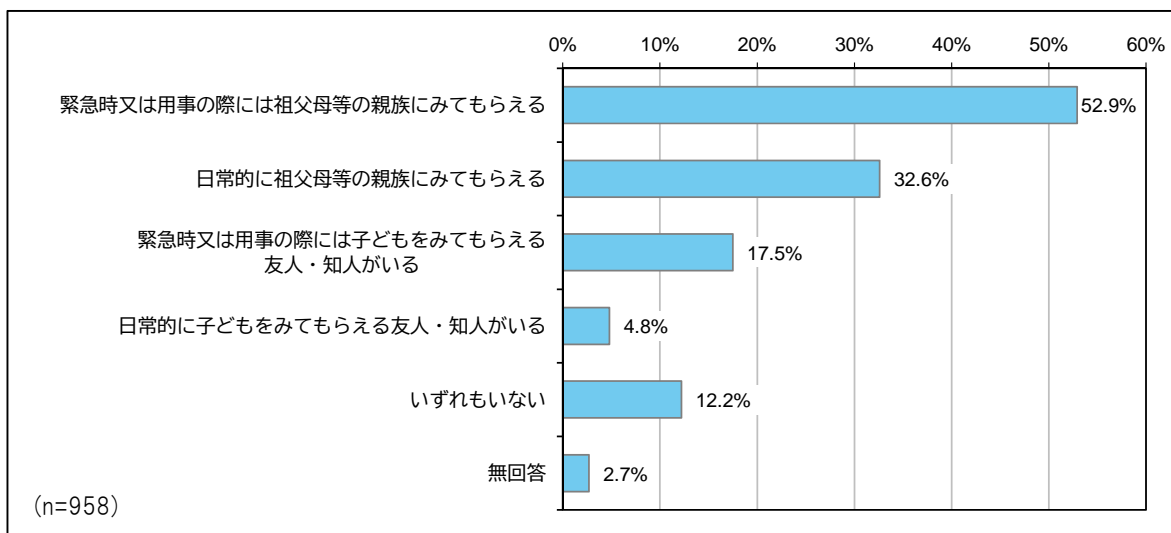
子どもをみてもらえる親戚・知人の有無については、「緊急時又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 52.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」32.6%、「緊急時又は用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」17.5%の順となっています。

【子育てを主に行っている人】



資料：平成 30 年度 子育てに関するアンケート

【子どもをみてもらえる親戚・知人の有無】



資料：平成 30 年度 子育てに関するアンケート

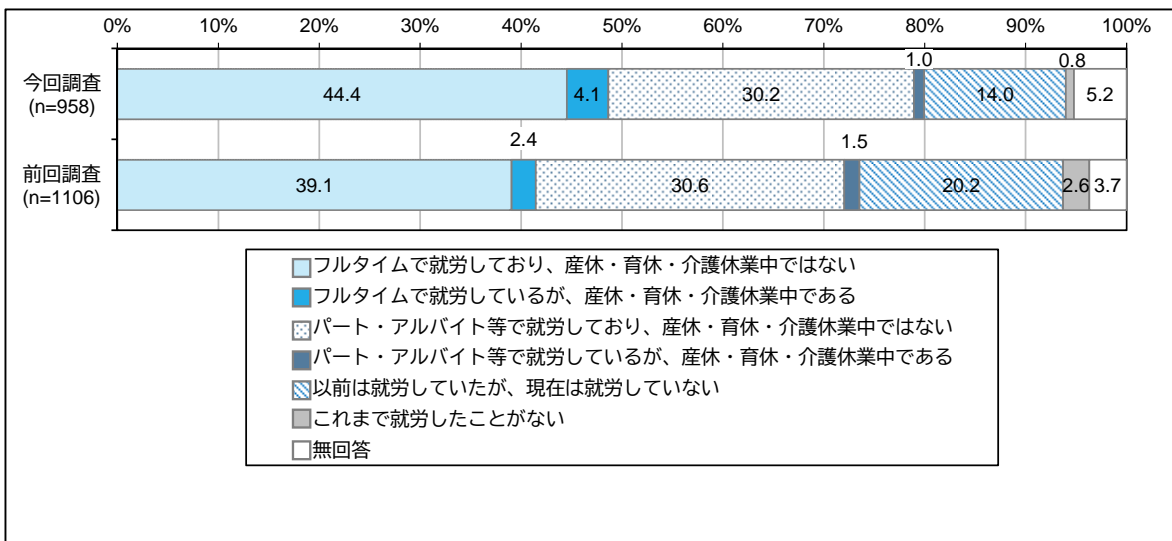
(2) 母親の就労状況や就労意向について

就労状況について、現在何らかの形で就業中である母親の割合は、全体で79.7%と前回調査（平成25年度実施）と比較すると6.1ポイント増加しています。

また、現在就労していない母親へ、就労意向についてたずねたところ、全体の就労意向は62.8%と高い割合を示しており、うち33.8%が「すぐにも、又は1年以内に就労したい」と回答しています。「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」については、27.6%と、前回調査と比較すると、8.9ポイント増加しています。

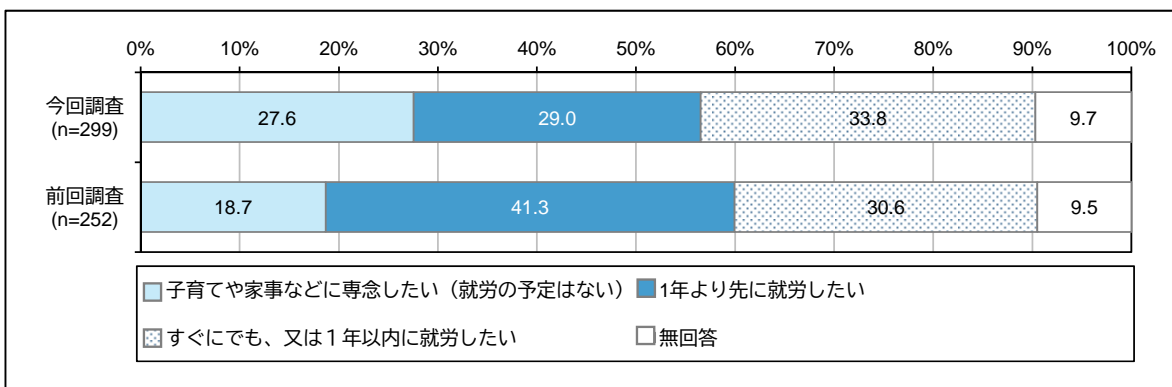
「フルタイムへの転換希望」は全体で39.1%となっていますが、そのうち「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は31.1%となっており、希望はしているもののフルタイムへの転換は厳しい状況がみられます。

【現在の就労状況 母親】



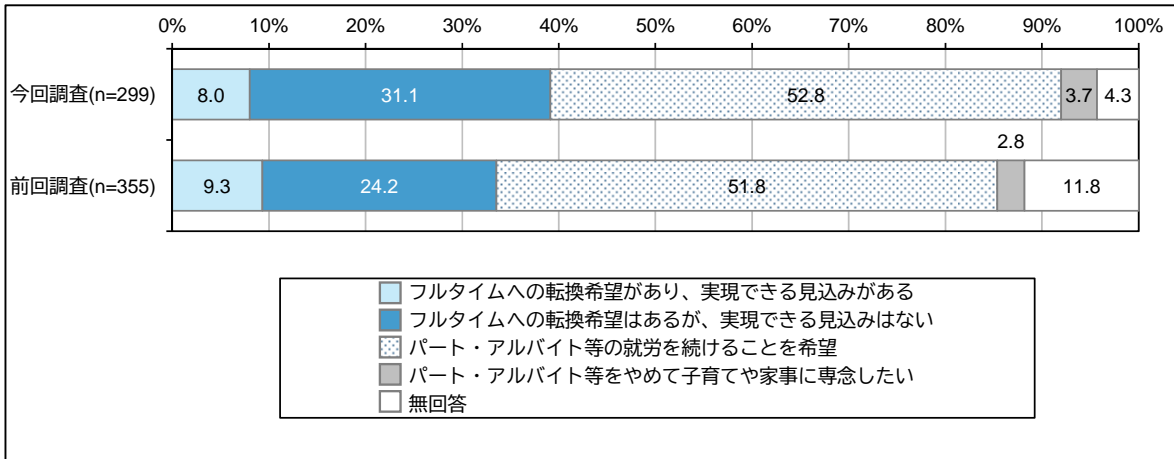
資料：平成25年度 子育てに関するアンケート
平成30年度 子育てに関するアンケート

【就労意向 母親】



資料：平成25年度 子育てに関するアンケート
平成30年度 子育てに関するアンケート

【フルタイムへの転換希望 母親】



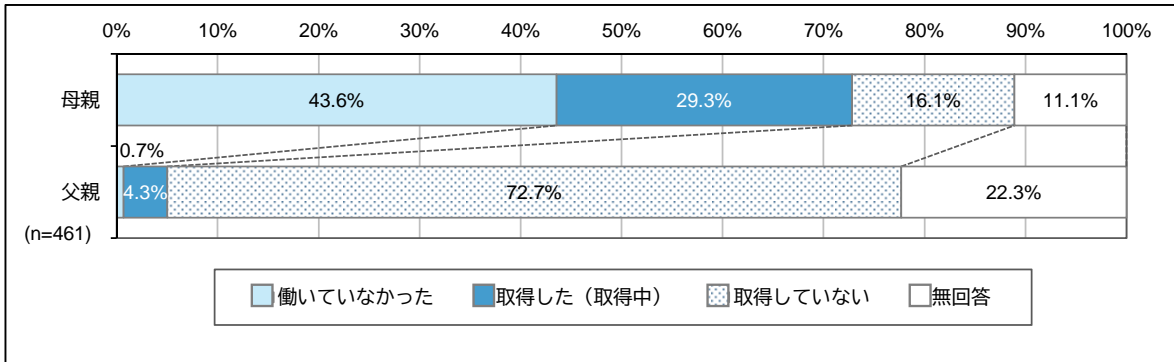
資料：平成 25 年度 子育てに関するアンケート
平成 30 年度 子育てに関するアンケート

(3) 育児休業の取得状況について

父親の育児休業の取得状況は「取得していない」が 72.7%であり、「取得した（取得中）」は 4.3%と 1 割にも満たない状況です。

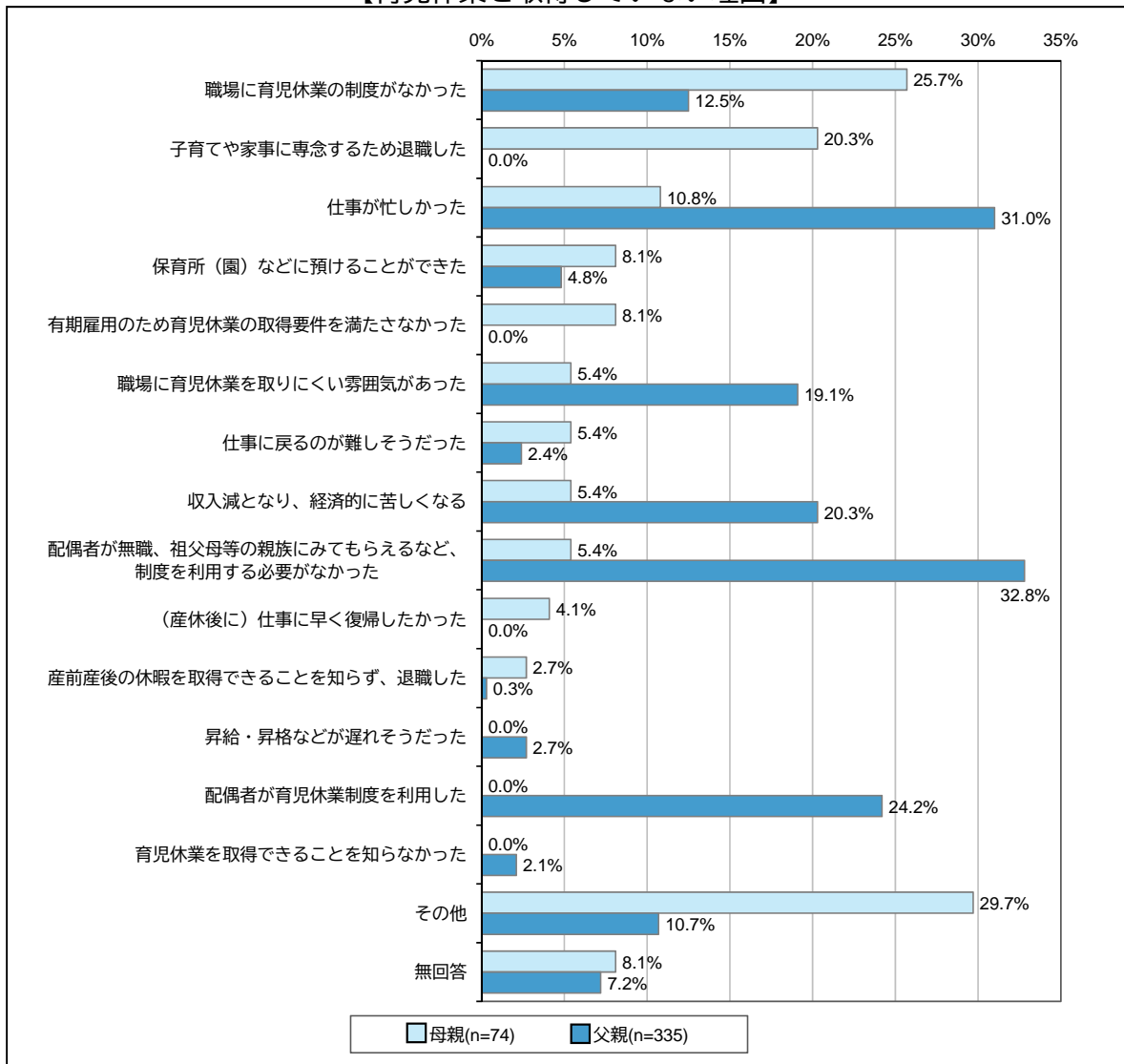
育児休業を取得していない理由として、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が 25.7%、男性では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 32.8%と高い割合となっています。

【育児休業の取得状況】



資料：平成 30 年度 子育てに関するアンケート

【育児休業を取得していない理由】



資料：平成30年度 子育てに関するアンケート

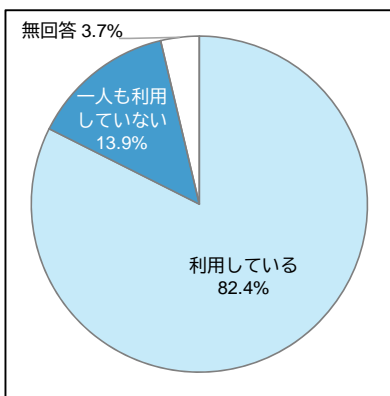
(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

就学前児童の8割以上(82.4%)が、現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。

利用者が利用している事業の種類をみると「認可保育所」(48.4%)、「認定こども園」(32.1%)、「幼稚園」(18.4%)の順で利用割合が高くなっています。

また、平日の定期的な教育・保育事業の、今後及び幼児教育・保育の無償化実施後の利用意向では、「認可保育所」の割合が最も高く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」となっています。

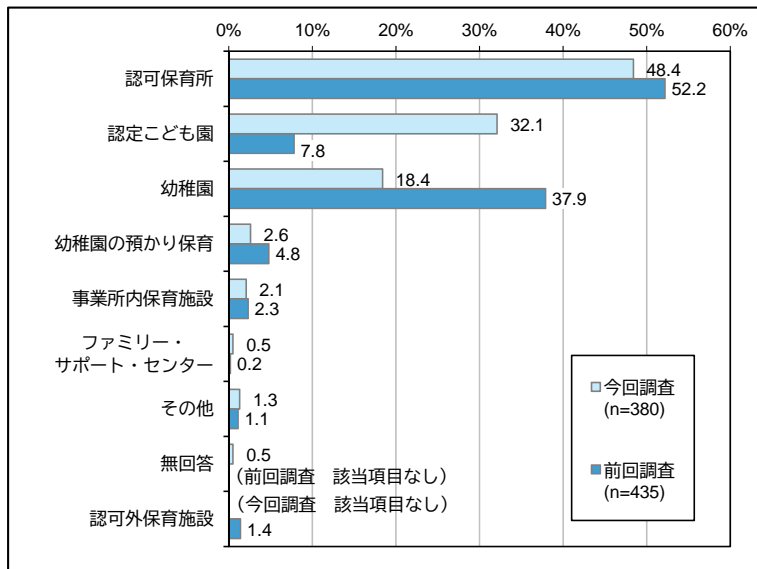
【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



資料：平成30年度

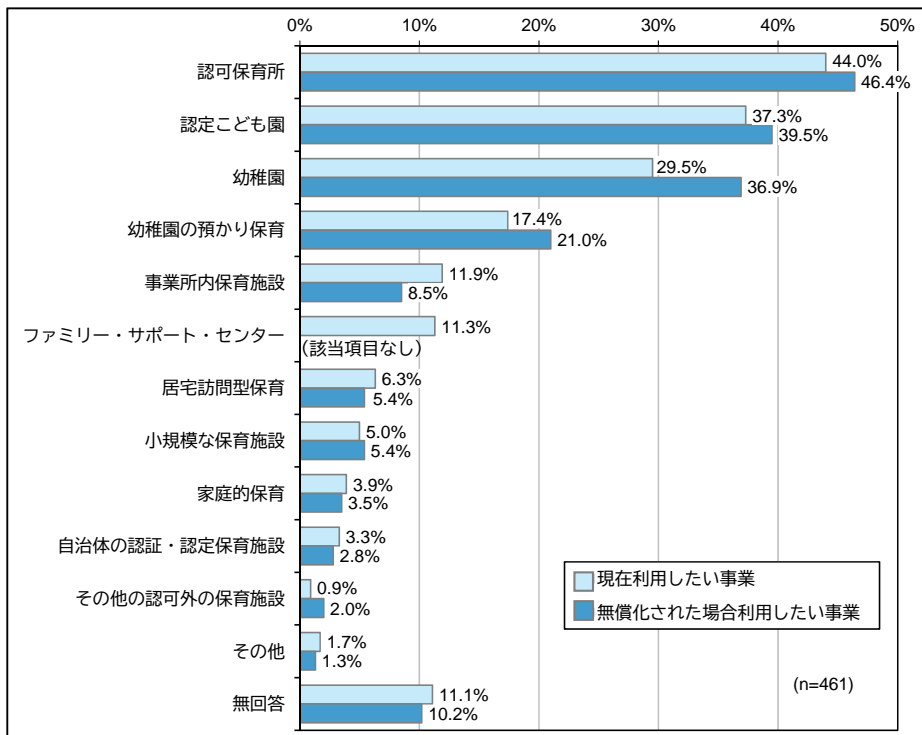
子育てに関するアンケート

【定期的に利用している事業】



資料：平成25年度 子育てに関するアンケート
平成30年度 子育てに関するアンケート

【平日の定期的な教育・保育事業の利用意向】(複数回答)



資料：平成30年度 子育てに関するアンケート

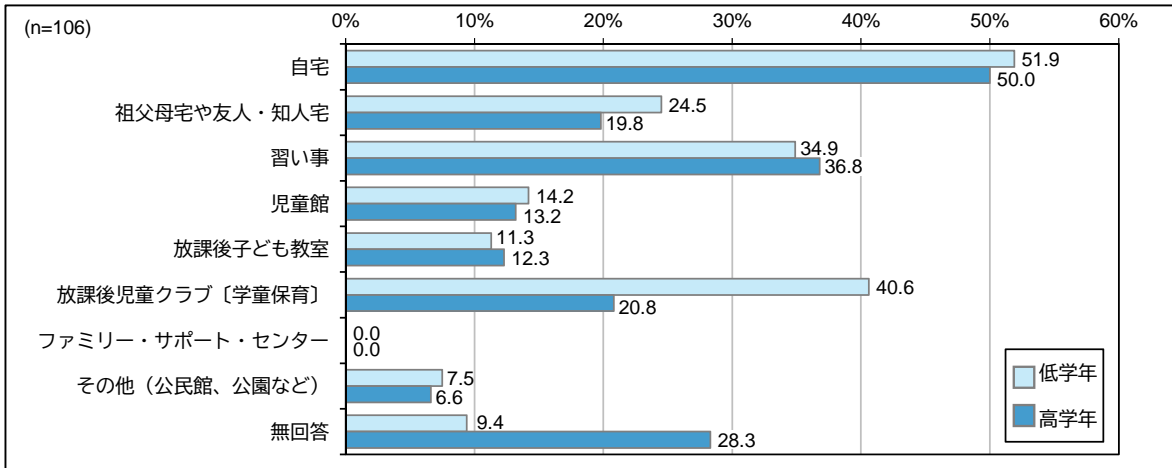
(5) 放課後の過ごし方について

【未就学児を持つ保護者】

小学校低学年時に放課後過ごさせたい場所については、「自宅」が 51.9%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」40.6%、「習い事」34.9%となっています。

小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所については、「自宅」が 50.0%と最も多く、次いで「習い事」36.8%、「放課後児童クラブ(学童保育)」20.8%となっています。

【放課後過ごさせたい場所（未就学児を持つ保護者）】



資料：平成 30 年度 子育てに関するアンケート

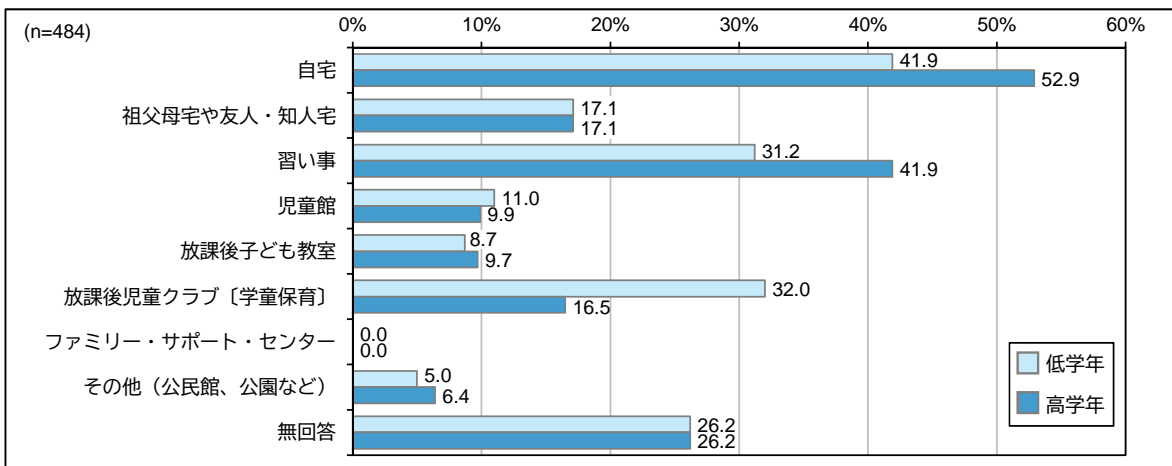
【小学生を持つ保護者】

小学校低学年時に放課後過ごさせたい場所については、「自宅」が 41.9%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」32.0%、「習い事」31.2%となっています。

小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所については、「自宅」が 52.9%と最も多く、次いで「習い事」41.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」17.1%となっています。

数値に開きはあるものの、放課後過ごさせたい場所については、未就学児、小学生ともに同じ結果となっています。

【放課後過ごさせたい場所（小学生を持つ保護者）】

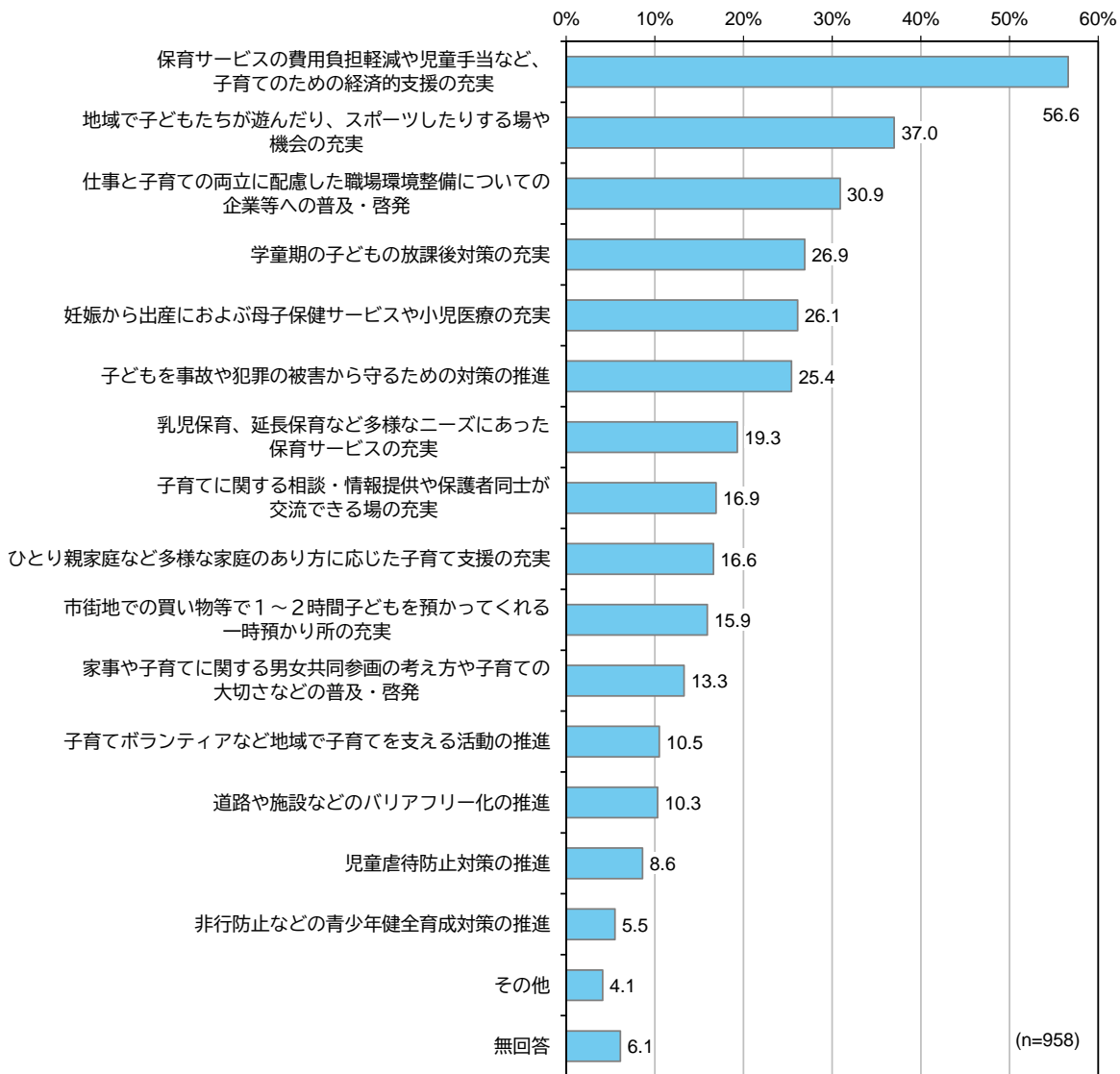


資料：平成 30 年度 子育てに関するアンケート

(6) 子育てに関して市に期待すること

子どもを健やかに生み育てるために市に期待することについては、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が56.6%と最も多く、次いで「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が37.0%、「仕事と子育ての両立に配慮した職場環境整備についての企業等への普及・啓発」が30.9%の順となっています。

【子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること】



資料：平成30年度 子育てに関するアンケート

5 第1期計画の実施状況と課題

基本目標1 子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～

第1期計画期間では、幼稚園1園が新制度へ移行し、一時預かり事業の実施事業所の拡大など様々な子育て支援施策を展開し、量の確保に努め、待機児童ゼロを維持することができました。

しかしながら、児童数の減少や、保育人材の不足により、多様な保育の実施や受入れが難しい状況があり、延長保育や病児保育など提供できていないサービスもあります。子育て支援の保護者のニーズを把握しながら、優先度の高い未実施のサービスについて検討する必要があります。

また、アンケート調査では、現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が多くなっています。一方で、今後の利用希望については「認可保育所」に加えて「認定こども園」のニーズも多くなっています。また、「認可保育所」、「認定こども園」に次いで、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも多く、教育・保育施設の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するため、幼保こ小の連携・接続のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮、教育・保育施設に対する適切な指導監督、評価等の実施が求められます。

基本目標2 子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～

本市では、子育て支援の拠点として、にこにこ広場等の活動による親子のふれあいの場の提供や、情報提供を行っています。また、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問をはじめ、各種相談やマタニティプラザの開催など、妊娠期や出産期、子育て期等を通じた母子保健対策の充実に取り組みました。

また、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の整備を進めます。

基本目標3 地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～

主な取組として、各種相談窓口と関係機関との連携、医療機関等との連携によるハイリスク妊婦の把握、ひとり親家庭への自立支援や障がいのある子どものいる家庭への支援など、配慮を必要とする家庭への支援を行っています。

また、地域の子育ての相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業においては、特に「まかせて会員(子育てのお手伝いをしたい方)」の登録数が減少しており、「おねがい会員(子育ての手助けをしてほしい方)」の希望に沿った利用ができるような人材確保を図るなど、地域の子育て支援の環境づくりに取り組んでいく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

基本理念

前計画においては、子どもを育成する父母や祖父母その他の保護者や地域の子育て力が高まるよう、地域に開かれたものとして地域の様々な人びとの参加を得つつ、各種の支援を行うことにより、子育てをする人が子育てに喜びを実感できるような社会を形成していくとの基本的認識に立つことが重要であるとの考えのもと、「ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち」を基本理念として、子育て支援に関する様々な施策に取り組んできました。

本計画においても、前計画との連続性、整合性を維持するため、この基本理念を継承します。基本理念のもと、本市の現状や社会動向等を踏まえ、前計画の施策を見直すとともに、新たに取り組むべき施策を策定して理念の具体化と実現を目指します。

第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画 基本理念

ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち

基本目標

本計画の推進に当たっては、前計画を継承して基本目標を以下の3つに定め、各基本目標の達成に必要な施策を体系化して推進していきます。

基本目標 1

子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～

基本目標 2

子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～

基本目標 3

地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～

基本理念 ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち

基本目標

施策の方向

1 子どもの健やかな成長を支える
～子どもの育ちの視点～

- (1) 就学前における教育・保育の充実
- (2) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上
- (3) 教育・保育施設と家庭等の連携の推進
- (4) 思春期保健対策の推進
- (5) 食育の推進

2 子育てを通じて親の育ちを支える
～親としての育ちの視点～

- (1) 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実
- (2) 小児保健医療の充実
- (3) 親子で健やかに成長するための子育て支援

3 地域全体で子育て家庭を支える
～地域での支えあいの視点～

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

第4章

施策の展開

基本目標1 子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準が必要であり、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

人格形成の基礎が培われる幼児期の重要性や特性を踏まえながら、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな成長が保障されるような取組を進めていきます。

(1) 就学前における教育・保育の充実

主な取組	取組の内容	担当課
教育・保育施設、地域型保育事業の提供	全ての家庭の子どもが保護者や家庭の就労状況などにかかわらず、一体的な教育・保育と、子どもにとって重要な集団生活を受けられる環境の整備に取り組みます。	福祉事務所
多様な保育サービスの提供	保護者の就労形態の多様化から、保育を受ける子どもが、安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育や一時預かり事業など多様な保育サービスの提供できる体制の充実と質の向上に取り組みます。	福祉事務所

(2) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上

主な取組	取組の内容	担当課
認定こども園への移行に関する支援	<p>認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず柔軟に子どもを受け入れる施設です。</p> <p>教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園、保育所等事業者の意向などを踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めます。</p>	福祉事務所
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携・接続	<p>発達や学びの連続性を確保するため、相互の教育内容や指導方法の違いと共通点、幼児や児童の実態について理解を深めるため、保育士と教師の意見交換、合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観等、相互理解の機会を設ける場の整備に努めます。</p>	学校教育課 福祉事務所
幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実	<p>幼稚園教諭、保育士等に対する研修等を充実させることによって資質の向上を図り、教育・保育の質の向上を図ることが求められます。</p> <p>研修内容の充実を図るとともに、幼稚園教諭、保育士等が合同で研修を行うことを検討していきます。</p>	福祉事務所
幼児教育アドバイザーの配置・確保	<p>幼児教育・保育の質の向上に資するよう、専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保に努めます。</p>	福祉事務所
適切な指導監督、評価等の実施	<p>自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図るため、必要な支援を行います。</p>	福祉事務所

(3) 教育・保育施設と家庭等の連携の推進

主な取組	取組の内容	担当課
家庭との連携	<p>教育・保育施設においては、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えるとともに、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うことなど、家庭との連携を推進します。</p>	福祉事務所
地域型保育事業等との連携	<p>地域型保育事業は小規模かつ満3歳未満の子どもを対象とする事業であるため、卒園後の受け皿の役割を担う教育・保育等施設との円滑な連携が図れるよう、必要な支援を行います。</p>	福祉事務所

(4) 思春期保健対策の推進

主な取組	取組の内容	担当課
性及び命の大切さに関する教育の充実	助産師を講師として招き、市内の中学校1年生及び小学校5・6年生を対象に命の大切さや相手を思いやる気持ちを培うための出前授業を実施します。	福祉事務所

(5) 食育の推進

主な取組	取組の内容	担当課
家庭・学校への普及・啓発活動	小・中学校において、食育に関する授業の実施や、給食を通して地元食材の紹介など地産地消推進を図ります。 幼児から高齢者までの各カテゴリーの料理教室を開き、食育の時間（食と向き合う時間）を検討する場を設けます。	教委総務課 学校教育課 健康保険課

基本目標2 子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要となります。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援や、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供、発達段階に応じた子どもとの関わり方などに関する保護者の学びの支援を行うことなど、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるような取組を進めていきます。

(1) 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

主な取組	取組の内容	担当課
妊産婦の適切な健康管理への支援	母子手帳交付時に母子保健情報の提供、歯科検診及び歯科指導を実施します。また、マタニティプラザを開設し、各種講座を実施します。	健康保険課
妊婦健康診査	母子手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、適正受診の勧奨や、支援が必要な妊産婦に対する支援に努めます。 さらに、不妊に関する相談窓口の広報や不妊治療費助成事業の周知を図ります。	健康保険課
不妊相談・治療費助成事業	不妊治療指定医療機関のない離島地域にある不妊治療を要する夫婦に対し、治療費及び交通費・宿泊費の一部助成を行っています。また、保健所及び指定医療機関等と連携を図りながら、制度の周知に取り組みます。	健康保険課

(2) 小児保健医療の充実

主な取組	取組の内容	担当課
緊急時に対応するための家庭での対策	救急時にすぐ対応できるよう、休日・夜間の救急医療機関の周知や、心肺蘇生法等の学習機会の提供及び普及、家庭での事故防止対策や乳児突然死症候群（SIDS）対策の推進に努めます。	健康保険課
予防接種の接種率の向上	定期予防接種の接種率を向上させ、疾病の予防に努めます。	健康保険課
専門的医療・相談事業の充実	障がいのある子どもや病気にかかっている子どもが健やかに安心して生活できるように、子どもとその家族に対して、専門的医療の提供や専門的相談の充実を図るための体制づくりに努めます	健康保険課 福祉事務所

(3) 親子で健やかに成長するための子育て支援

主な取組	取組の内容	担当課
地域で子育てを 応援する環境 づくり	<p>地域子育て支援拠点を活用し、親子同士の交流の場や子育て情報の提供、子育て相談を行います。</p> <p>また、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問や「ファミリー・サポート・センター」の充実など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。</p>	福祉事務所 健康保険課
幼稚園、保育所、 認定こども園等 での地域子育て 支援活動の推進	<p>幼稚園、保育所、認定こども園等の身近な施設が地域に開かれ、地域とともにあることで、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが可能となります。このようなことから、幼稚園、保育所、認定こども園等を地域の子育て力の向上に向け、保護者や中高校生の教育の場として活用していきます。</p>	福祉事務所
子育て支援に重 点をおいた健診 や相談の充実	<p>育児不安や育児困難を抱える保護者への相談体制や発育発達に関する、より専門的な相談体制の整備、乳幼児健診等の充実に努めます。</p>	健康保険課
子育て支援情報 の提供	<p>子育てに関する情報を、誰もが受け取りやすく、わかりやすく、利用しやすいように、本市のホームページや広報誌を活用して提供に努めます。</p>	福祉事務所
地域の子育て支 援ネットワーク の構築	<p>地域の地域子育て支援拠点、教育・保育施設や関係機関と連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。</p>	福祉事務所
経済的な支援の 充実	<p>子育て世帯が抱える経済的負担の軽減を図るため、各種手当等の支給や子どもに係る医療費の助成など行います。</p>	福祉事務所

基本目標3 地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の本市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。

さらには、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

地域全体で子どもや子育てを見守り支えることができるような支援や、働きながら安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取組を進めていきます。

また、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、広く「全ての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組を進めていきます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

主な取組	取組の内容	担当課
子どもの権利擁護の推進	体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健診の場や子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。	福祉事務所 健康保険課
児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等	地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う目的で設置されている「西之表市要保護児童対策地域協議会」の取組の強化を図ります。また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅延なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。	福祉事務所
社会的養護施策との連携	児童養護施設や母子生活支援施設等、社会的養護施設との連携を図っていきます。 また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を行います。	福祉事務所

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

主な取組	取組の内容	担当課
各事業の利用の際の配慮	保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。	福祉事務所
就業支援	母子・父子・寡婦世帯を対象にした、母子父子寡婦福祉資金の貸付や、母子家庭等高等技能訓練促進事業などを活用した就業支援を推進します。	福祉事務所
経済的な支援の充実	児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成などの経済的支援を推進します。	福祉事務所

(3) 障がい児施策の充実

主な取組	取組の内容	担当課
障がいの原因となる疾病等の予防・治療	障がいの原因となる傷病予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じます。また、乳幼児健診時に子どもの成長段階に合わせた保護者の事故防止の意識啓発を行います。	健康保険課
療育支援親子教室の開催	親子で一緒に遊ぶ場を提供しながら早期の療育的支援を実施します。	健康保険課 福祉事務所
療育支援ネットワーク会議の開催	各市町の療育支援ネットワーク会議から事例・課題等の検討を充実します。	健康保険課 福祉事務所
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野を支援するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置します。	健康保険課 福祉事務所
障がい児の子ども・子育て支援等の利用受入れ	既に子ども・子育て支援事業を利用している障がい児に加え、利用していない障がい児のニーズを勘案し、それに対応できるよう、保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等における受入体制の整備を進めます。	福祉事務所

(4) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

主な取組	取組の内容	担当課
育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。	福祉事務所
仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	仕事と育児等の両立に関する意識啓発を進めるとともに、長時間労働等を含む働き方の見直しなど就業者が働きやすい環境整備を行い、具体的には、「第3次西之表市男女共同参画基本計画」における取組と連携しながら推進していきます。	地域支援課

第5章

子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として定めることとなっています。

本市は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、提供区域は西之表市全域を1区域として設定します。

西之表市保育所等マップ

- 認可保育所
- 認定こども園
- 幼稚園



2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策等

(1) 教育・保育の認定区分

市は、教育・保育の利用状況及びアンケート調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

また、令和元年10月1日から開始された「幼児教育・保育の無償化」に関わる制度改正（子ども・子育て支援法及び関係する法令の改正）により、これまでの「子どものための教育・保育給付」（幼稚園や保育園の利用に関するもの）に加えて「子育てのための施設等利用給付」（教育・保育給付の対象でない施設等における利用料の無償化に関するもの）が新たに創設されました。

この改正に伴い、支給認定に関してもこれまでの「子どものための教育・保育給付認定」に加えて、「子育てのための施設等利用給付認定」が新たに創設されました。

【教育・保育の認定区分】

1号認定	3～5歳幼児期の学校教育 (子ども・子育て支援法第19条1項1号に該当：教育標準時間認定)
2号認定	3～5歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定)
3号認定	0～2歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定)

【子育てのための施設等利用給付認定区分】

新1号認定	3～5歳幼児期の学校教育 (子ども・子育て支援法第30条の4第1号に該当：教育標準時間認定)
新2号認定	3～5歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第30条の4第2号に該当：満3歳以上・保育認定) ※新2号認定に該当する3歳児 →満3歳に達する日以後最初の3/31を経過した児童
新3号認定	0～2歳（非課税世帯に属する児童）保育の必要あり (子ども・子育て支援法第30条の4第3号に該当：満3歳未満・保育認定) ※新3号認定に該当する満3歳児 →満3歳に達する日以後最初の3/31までの間にある児童

(2) 児童人口推計

就学前児童人口を国勢調査の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

本市の児童人口は年々減少することが予想され、計画期間最終年度の令和6年には600人になると推計されます。

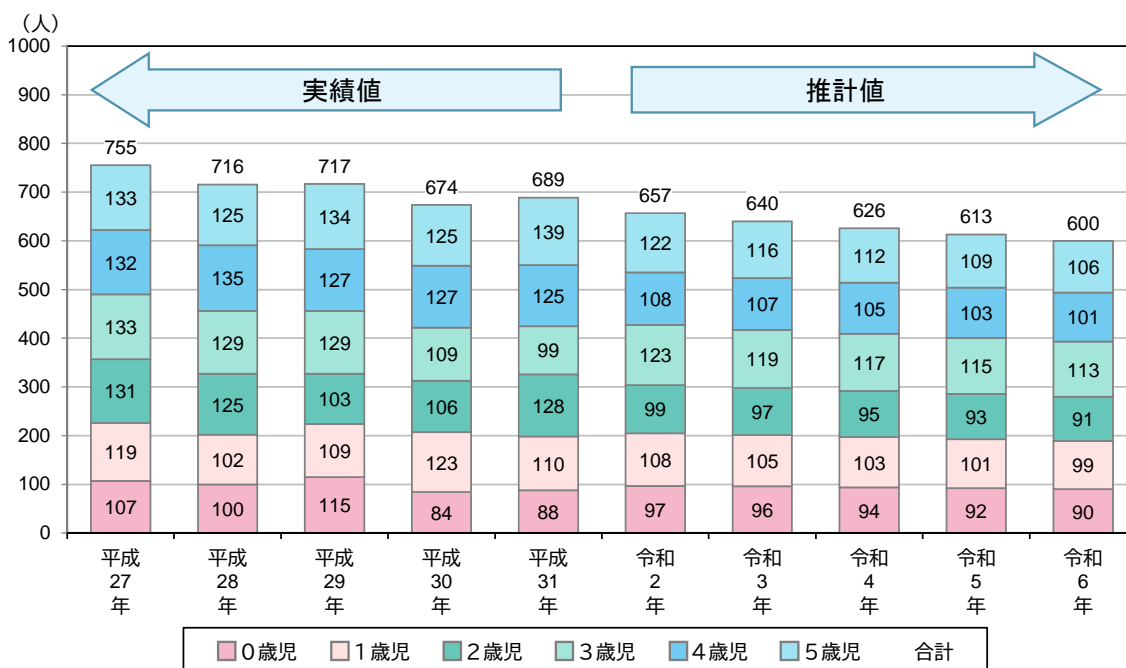
西之表市の年齢別・年度別実績及び推計児童数（令和2年以降は推計値）

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	107	100	115	84	88	97	96	94	92	90
1歳児	119	102	109	123	110	108	105	103	101	99
2歳児	131	125	103	106	128	99	97	95	93	91
3歳児	133	129	129	109	99	123	119	117	115	113
4歳児	132	135	127	127	125	108	107	105	103	101
5歳児	133	125	134	125	139	122	116	112	109	106
合計	755	716	717	674	689	657	640	626	613	600

※平成31年（令和元年）は9月1日現在

資料：西之表市住民基本台帳人口（各年3月31日現在）



(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

国の算出方法に基づき、教育・保育の「量の見込み」を算出した後に、必要な箇所
に補正を行った結果、本市の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」は次のと
おりとなります。

①1号認定+2号認定（教育ニーズ）

学校教育法に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長
する幼児教育を実施する事業です。

- 全市域の幼稚園：2か所（新制度移行幼稚園1園、私学助成幼稚園1園）
- 全市域の認定こども園：2か所

【実績値】

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値（量の見込み）	197	178	178	164	167
①計画値（確保方策）	220	220	220	210	210
②実績値（入所児童数）	213	188	179	167	130
①－②過不足	7	32	41	43	80

【計画値】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	134	130	127	124	121
1号認定	63	61	60	59	57
2号認定（教育ニーズ）	71	69	67	65	64
②確保方策（利用定員数）	210	210	210	210	210
特定教育・保育施設	130	130	130	130	130
確認を受けない幼稚園	80	80	80	80	80
②－①過不足	76	80	83	86	89

確保の内容（提供体制）：今後の方向性

現状において、提供体制を確保できています。今後は、保護者の多様なニーズと共働き家
庭の保育利用の希望にも応えられるような制度設計を行います。

【2号認定と3号認定】

児童福祉法に基づき、保護者の労働、疾病等の理由で、家庭において乳幼児を保育することができない保護者に代わって、その乳幼児の心身の健全な発達を目指し保育することを目的とする事業です。

- 全市域の保育園：6か所
- 全市域の認定こども園：2か所

②2号認定

【実績値】

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値（量の見込み）	233	211	210	194	197
①計画値（確保方策）	209	199	199	199	199
②実績値（入所児童数）	213	228	226	236	230
①－②過不足	－4	－29	－27	－37	－31

【計画値】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	215	207	203	198	194
②確保方策（利用定員数）	199	199	199	199	199
②－①過不足	－16	－8	－4	1	5

確保の内容（提供体制）：今後の方向性

児童数は年々減少する中で、母親が就労する割合は増加しています。

就労等の理由で家庭において保育することができない保護者の多様なニーズに応えられるよう、調整を図りながら対応していきます。

③3号認定

【実績値】

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値（量の見込み）	213	219	214	178	178
①計画値（確保方策）	191	181	181	181	181
②実績値（入所児童数）	173	197	198	197	179
①－②過不足	18	－16	－17	－16	2

【計画値】

単位：人

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	25	155	25	151	22	149	22	145	22	142
②確保方策（利用定員数）	181		181		181		181		181	
②－①過不足（実績値）	1		5		10		14		17	

確保の内容（提供体制）：今後の方向性

育児休暇を取得されている方の職場復帰等に伴う途中入所や、就労等の理由で家庭において保育することができない保護者の保育利用の希望に対応できるような体制を整えていきます。

④3号認定（0～2歳児）の保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」に係る各年度の目標値を定めることとされています。

この「保育利用率」の目標値については、満3歳未満の推計児童数に占める3号認定の確保方策を、各年度の保育利用率の目標に設定します。

【保育利用率】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	59.2%	60.7%	62.0%	63.3%	64.6%
3号認定子どもの確保方策	180	181	181	181	181
0-2歳推計児童数	304	298	292	286	280

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

子育て支援拠点施設として設置された「西之表市子育て支援センター」において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。運営においては、高度な専門性を求められることから、スタッフの育成とスキルアップを図るとともに子育てサークルへの参加要請などソフト面の充実を図ります。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
拠点箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（実施箇所数）	1	1	1	1	1
②確保方策（実施箇所数）	1	1	1	1	1
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

現在、本市の保育所等では、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育は実施しておりませんが、今後、保護者の勤務態様の多様化で延長保育ニーズは高まるものと推測されるため、実施に向けた取組を進めます。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	104	104	104	104	104
②確保方策(人)	104	104	104	104	104
施設数(箇所)	3	3	3	3	3
②-①(過不足)	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業

①放課後児童クラブ

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

放課後児童クラブについては、現在7施設で実施しており、利用者も増加傾向にあります。引き続き、子どもが放課後を安全に過ごすために、放課後児童健全育成事業において適切な遊び及び生活の場を提供できるよう環境の整備を行います。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
登録人数(1年生)	29	48	57	44	49
登録人数(2年生)	17	40	45	56	43
登録人数(3年生)	10	30	41	35	40
登録人数(4年生)	2	15	26	28	24
登録人数(5年生)	0	6	15	19	24
登録人数(6年生)	0	4	7	11	14
施設数(箇所)	2	6	7	7	7

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	157	153	149	145	143
1年生	39	38	37	36	35
2年生	35	35	34	34	33
3年生	32	31	30	29	29
4年生	20	19	19	18	18
5年生	20	19	19	18	18
6年生	11	11	10	10	10
②確保方策（人）	240	240	240	240	240
施設数（箇所）	7	7	7	7	7
②-①過不足	83	87	91	95	97

②「新・放課後子ども総合プラン」に係る取組の推進

「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に沿った放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組を推進します。

- 現在開設中の放課後児童クラブについて、放課後子ども教室と一体型又は連携型で実施することを目指します。
- 小学校内で実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型は、令和6年度までに新設することを目指します。
- 放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受入れ、引渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
- 小学校内への放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、教育委員会と十分な協議を行います。また、小学校内に放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を設置する場合、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに、協議を行います。
- 教育委員会と福祉部局が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
- 放課後児童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
- 市や県等が実施する研修への参加を促進し、放課後児童クラブの役割をさらに向上させます。
- 市のホームページや広報紙、放課後児童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設に保護を要請した実績はありませんが、今後、保護が必要となることも想定されるため、目標設定を行いました。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績値（人日）	0	0	0	0	0
施設数	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	6	6	6	6	6
②確保方策	本市においては計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも県の児童養護施設等と連携し、利用を紹介するなど相談支援に努めます。				

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる市内の全ての家庭を訪問して、育児の悩みやお母さんと赤ちゃんの健康状態を把握する保健センター事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

保健師や母子推進員により「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として現在の体制で実施していきます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間訪問戸数（戸）	113	91	98	84	37
訪問率	74.3%	96.8%	86.7%	81.6%	94.8%

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（戸）	100	100	100	100	100
確保方策	保健師や母子推進員が担当地区ごとに訪問活動。				

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等（以下、「要支援児童等」といいます。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

養育指導が必要な家庭を訪問し、適切な指導・助言を行い、保健師等による要保護児童に対する支援を実施します。

なお、育児に関する援助として、①産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助、②未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、③養育者が身体的・精神的に不調状態にある場合の相談・指導、④若年の養育者に対する育児相談・指導、⑤児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援など、ケースに応じて柔軟かつ迅速な対応ができる体制を構築します。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間訪問件数（人）	12	13	32	6	0

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間訪問件数（人）	35	35	35	35	35
確保方策	妊婦健診や乳幼児健診未受診者を中心に保健師が訪問し、支援へ繋げる。				

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

平成27年度より、西之表市子育て支援センター「にこにこひろば」において、乳幼児とその保護者を対象として、子育てに関する相談、情報の提供・助言その他の援助を行う事業を実施しており、今後も引き続き「地域子育て支援拠点事業」を実施します。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数（人/年）	4,732	5,309	4,195	4,836	2,830
拠点箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人/年）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
②確保方策（人/年）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる「一般型」と、認定こども園や幼稚園において教育時間終了後に預かり保育を行う「幼稚園型」があります。

【提供体制、確保方策の考え方】

現在、一時預かり事業を市が委託して行っている施設は、保育所（一般型）が2か所、認定こども園・幼稚園（幼稚園型）が3か所ですが、自主事業として実施している事業所もあります。保護者の事情・要望等を見極め、適切な対応ができるよう努めます。

【事業実績（幼稚園型）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定による利用（人/年）	4,821	5,456	6,204	10,280	5,030
2号認定による利用（人/年）	0	0	0	0	0
施設数（箇所）	2	2	2	3	3

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策（幼稚園型）】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人/年）	13,770	13,770	13,770	13,770	13,770
1号認定による利用	13,770	13,770	13,770	13,770	13,770
2号認定による利用	0	0	0	0	0
②確保方策（人/年）	13,770	13,770	13,770	13,770	13,770
幼稚園型	10,050	10,050	10,050	10,050	10,050
上記以外	3,720	3,720	3,720	3,720	3,720
施設数（幼稚園型）（箇所）	3	3	3	3	3
施設数（上記以外）（箇所）	1	1	1	1	1
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

【事業実績（幼稚園型を除く）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数（人/年）	407	129	159	355	87
施設数（箇所）	1	1	1	2	2

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策（幼稚園型を除く）】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人/年）	550	550	550	550	550
②確保方策（人/年）	550	550	550	550	550
施設数（箇所）	5	5	5	5	5
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

（9）病児保育事業

【事業概要】

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合、一時的にお預かりする事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

現在、実施施設はありませんが、今後、利用を希望される保護者も想定されるため安心して子育てができる環境を関係者と協議しながら、事業実施に向けた検討を進めます。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人/年）	10	10	10	10	10
②確保方策	計画期間内の事業実施に向け、提供体制の整備等を検討します。				

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する方（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、現在の体制を維持しつつ、市の広報やホームページ、子育て支援センター等を通じて、サービスを必要とする方への周知を図るほか、まかせて会員の確保に努めます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数（人/年）	121	30	130	126	88
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/年）	100	100	100	100	100
確保方策（人/年）	100	100	100	100	100
施設数（箇所）	1	1	1	1	1
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診事業

【事業概要】

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

妊婦の健康管理体制を確立し、経済的負担の軽減を図るとともに、健康診査の徹底、疾病・異常の早期発見・治療に努め、近年増加傾向にある里帰り出産も含め安心して出産ができる体制の確保に努めます。また、従来どおり委託医療機関で受診できる妊婦健康診査を「子ども・子育て支援事業」として位置付けます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ受診数(人)	1,255	1,259	1,362	1,006	549

※平成31年度(令和元年度)は9月末現在

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策	県医師会へ委託し、各医療機関で受診できる環境を整える。				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

子どもが特定教育・保育等、また、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況を勘案して、その一部を助成する事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月より事業を開始しました。保護者が支払うべき実費徴収費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	10	10	10	10	10

(13) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の調整機関や地域ネットワークを構成する関係機関等（地域ネットワーク構成員）の専門性強化及び関係機関の連携強化に取り組み、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を目的とする事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」において、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を継続して行います。協議会は、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層体制となっており、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、関係機関相互の連携強化を図ります。また、ネットワーク構成員の専門性強化のため、研修等への積極的参加を促します。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無	有	有	有	有	有

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

国が定める「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に基づき、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について、研究・検討します。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無	—	—	—	—	有

4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

熊毛地区保育連合会の活動を引き続き支援し、本市における教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士等の合同研修実施についても検討していきます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に向けた検討を行い、就学前の子どものための施設全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続の変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の保育料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設（ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業を含む。）の利用料については償還払いを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有と公表を行い、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

第6章

計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

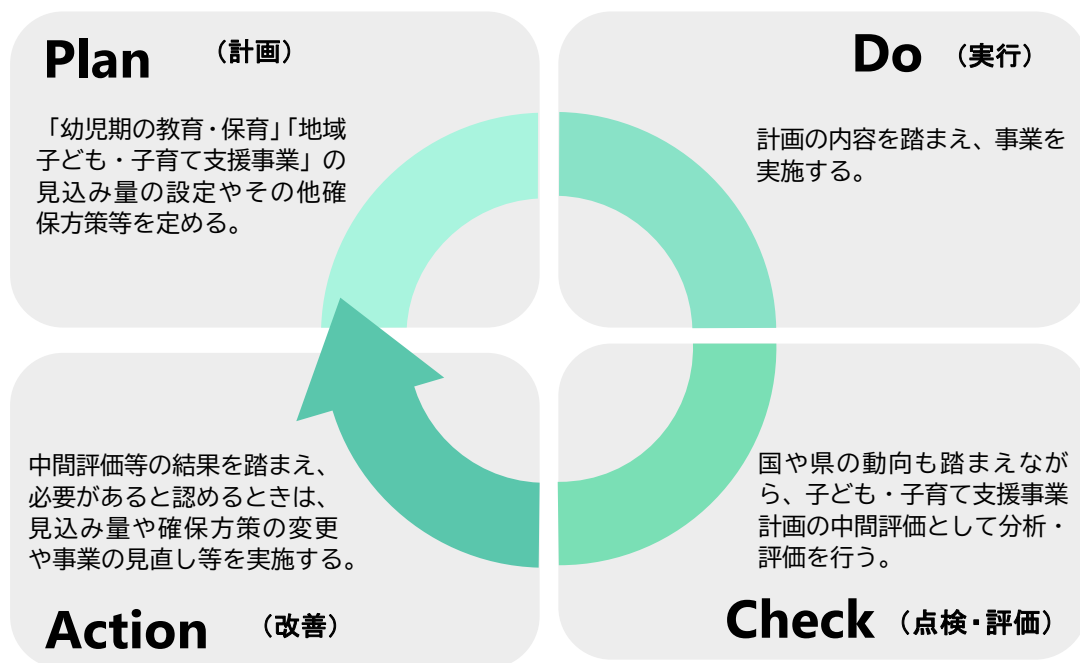
本計画は、西之表市の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用、交通・住宅・環境など様々な施策分野にわたるため、関係各課が連携し、全庁的に広く取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、全ての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

2 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進行管理に当たってはPDC Aサイクルのプロセスに基づき、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途実績等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、点検、評価の結果は「西之表市子ども・子育て会議」に報告し、適正な進行管理を実施していきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」等に大きな開きが見受けられる場合には、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを検討します。



参考資料

西之表市子ども・子育て会議委員

任期：平成31年4月1日～令和4年3月31日

No	分野別	機 関 名	氏 名	備 考
1	子育て当事者	一般	柳 田 垂 紀 子	(再任)
2	〃	〃	松 原 紗 奈 絵	(再任)
3	〃	〃	日 高 ほ たる	(新任)
4	教育	西之表市校長会代表	上 木 勝 憲	榕城小学校長
5	〃	西之表市PTA連絡協議会代表	松 田 学	会長(5/18～)
6	〃	市内幼稚園代表	榎 本 裕 美 子	榕城幼稚園長
7	保育	市内保育園代表	鮫 島 和 子	現和みどり保育園長
8	〃	市内認定こども園代表	圖 師 和 俊	めいろうこども園長
9	子育て	西之表市母子保健推進員代表	内 田 さ え 子	
10	〃	西之表市社会福祉協議会代表	種 子 島 秀 洲	会長
11	〃	西之表市母子寡婦福祉会代表	橋 口 綾 子	
12	その他(医療)	西之表市内の医師会代表	田 上 寛 容	熊毛地区医師会長
13	〃 (〃)	西之表保健所保健師代表	嘉 納 恵 美 子	西之表保健所健康増進係長
14	〃 (警察)	種子島警察署代表	関 信 義	生活安全刑事課課長代理 (8/28～)
15	〃 (事業主)	事業主代表(商工会)	仁 禮 ひ と み	西之表市商工会
16	〃 (労働者)	労働者代表(連合熊毛)	下 村 隆 二	議長
17	〃 (福祉)	西之表市民生委員児童委員協議会 代表	榎 本 道 隆	会長
18	〃 (行政)	西之表市副市長	中 野 哲 男	
19	〃 (〃)	西之表市総務課長	大 瀬 浩 一 郎	
20	〃 (〃)	西之表市行企画課長	森 真 樹	
21	〃 (〃)	西之表市健康保険課長	長 野 望	
22	〃 (〃)	西之表市建設課長	古 田 一 男	
23	〃 (〃)	西之表市学校教育課長	内 健 史	
24	〃 (〃)	西之表市社会教育課長	中 里 千 秋	
25	〃 (〃)	西之表市福祉事務所長	下 川 法 男	

※敬称省略

西之表市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の合議制の機関として設置する西之表市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項各号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第4条第2項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書及び第4項を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第4条第2項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席）

第7条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

令和元年五月十七日公布
（令和元年法律第七号）改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講

じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三

- 号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。) その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(平成二十六年内閣府令第三十九号)

令和元年五月三十一日公布
(令和元年内閣府令第七号) 改正

(趣旨)

第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条の規定による基準
- 二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項、第六条(第五項を除く。)、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第二条の規定による基準
- 三 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三十七条及び附則第四条の規定による基準
- 四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで(第五十条において準用する場合に限る。)、第三十二条(第五十条において準用する場合に限る。)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く。)、第四十条、第四十二条第一項から第八項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第五条の規定による基準
- 五 法第三十四条第二項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第三項各号又は第四十六条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- 二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。
- 三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。
- 四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。
- 五 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。
- 六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。
- 七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- 八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。
- 九 教育・保育給付認定 法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- 十 教育・保育給付認定保護者 法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- 十一 教育・保育給付認定子ども 法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- 十二 満三歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。)第四条第一項に規定する満三歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

- 十三 特定満三歳以上保育認定子ども 令第四条第一項第二号に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。
- 十四 満三歳未満保育認定子ども 令第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。
- 十五 市町村民税所得割合算額 令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- 十六 負担額算定基準子ども 令第十三条第二項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- 十七 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。
- 十八 教育・保育給付認定の有効期間 法第二十一条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- 十九 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- 二十 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。
- 二十一 法定代理受領 法第二十七条第五項（法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- 二十二 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- 二十三 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。
- 二十四 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。
- 二十五 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。
- 二十六 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- 二十七 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一款 利用定員に関する基準

第四条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を二十人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - 一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

- 二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第二款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、

抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第九条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（心身の状況等の把握）

第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第二十七条第三項第一号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

イ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千百一円

(2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。) 五万七千七百円(令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千百一円)

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。)が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供(イに該当するものを除く。)

(1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者

(2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者

ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面

によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十一項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第四号に掲げる事項

三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十七条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日
- 五 第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。)
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十一条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十四条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第二十六条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第二十七条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十九条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十一条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十四条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
- 一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - 二 第十二条の規定による特定教育・保育の提供の記録
 - 三 第十九条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

給付認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ（１）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ（２）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ（１）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ（２）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第三節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一款 利用定員に関する基準

第三十七条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）にあっては六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。）にあっては六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあっては一人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監

護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第二款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第三十八条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第四十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第三十九条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満三歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満三歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- 一 特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - 二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
 - 三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 市町村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。
 - 一 特定地域型保育事業者と前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - 二 前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
 - 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - 一 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - 二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者
 - 4 市町村長は、特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
 - 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - 一 法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - 二 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務又は同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
 - 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第一項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
 - 7 事業所内保育事業（第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。
 - 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであつて、市町村長が適当と認めるもの（附則第五条において「特例保

育所型事業所内保育事業者」という。)については、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満三歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満三歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第二十九条第三項第一号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - 一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
 - 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針

- 二 提供する特定地域型保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- 五 第四十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 利用定員
- 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。）
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第四十七条 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
 - 一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
 - 二 次条において準用する第十二条の規定による特定地域型保育の提供の記録
 - 三 次条において準用する第十九条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第五十条 第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第十二条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第十四条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第一項中「施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第十九条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第三款 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項

中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（趣旨）

第五十三条 法第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第五十四条 特定子ども・子育て支援提供者（法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用料及び特定費用の額の受領）

第五十五条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第五十六条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（法定代理受領の場合の読替え）

第五十七条 特定子ども・子育て支援提供者が法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前二条の規定の適用については、第五十五条第一項中「額」とあるのは「額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第一項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第二項中「前項の場合において、」とあるのは「法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当

該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第五十八条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第五十九条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第六十条 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第六十一条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第二条 特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第十九条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第三項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三条 削除

(利用定員に関する経過措置)

第四条 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第五条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則 (平成二九年三月三十一日内閣府令第一八号) 抄
(施行期日)

1 この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月三十一日内閣府令第四号)
この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月三十一日内閣府令第七号)
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月三十一日内閣府令第八号)
(施行期日)

1 この府令は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下この項において「新運営基準」という。)に従い、又は参酌して定める子ども・子育て支援法第三十四条第二項又は第四十六条第二項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)

平成三十一年三月二十九日公布
(平成三十一年厚生労働省令第五十号)改正

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業(法第六条の第三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)に従事する者及びその員数について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条(第四項を除く。)及び附則第二条の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その

保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後

児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 開所している日及び時間
- 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- 五 利用定員
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 事業の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間
 - 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則 （平成二七年八月三十一日厚生労働省令第一三三号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年二月三日厚生労働省令第一二号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第四六号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日厚生労働省令第五〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：西之表市福祉事務所

〒891-3193

鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

電話番号：0997-22-1111（代表）

FAX 番号：0997-22-0295
